

# 白岡市水道施設運転管理等包括業務委託特記仕様書

## 第1章 総則

### (総則)

第1条 この特記仕様書は白岡市水道施設運転管理等包括業務委託要求水準書（以下「要求水準書」という。）、白岡市標準業務委託契約約款（以下「約款」という。）、その他白岡市が公表した書類及びこれらの書類に関する質問回答書並びに別冊の「業務提案書」に記載した内容のほか、特に必要な事項を定めたものである。

### (公共性の趣旨の尊重)

第2条 受注者は、本件施設が上水道施設としての公共性を有することを十分理解し、本業務の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

## 第2章 事業の範囲

### (関係法令の遵守)

第3条 受注者は、本業務の履行にあたり「要求水準書」に掲げる法規を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって、本業務を実施しなければならない。

### (原水の確保)

第4条 発注者は、水道水を安定的に供給するための原水の確保は、自己の責任において実施しなければならない。また県営水道からの受水については、埼玉県企業局と発注者との協議によるものとする。

### (責任負担)

第5条 本業務に伴う水道法上の管理責任は、発注者が負うものとする。

2 その他の発注者と受託者の基本的なリスク負担は「要求水準書（別紙）」に定めるものとする。

### **(業務内容)**

第6条 受注者が実施する本業務の内容及び本件施設は、「要求水準書」に定めるところによる。

### **(法令変更に伴う通知の付与)**

第7条 本業務契約締結日以降に法令が変更されたことにより、本契約に従って本業務を実施することができなくなったとき、実施が著しく困難となったとき、及び実施のために追加費用が発生するときは、受注者はその内容の詳細を記載した書面を速やかに発注者に対して通知するものとする。

- 2 発注者及び受注者は、前項の通知がなされた日以降において、本契約に基づく自己の義務が法令に違反することとなった場合、履行期日における当該自己義務が法令に違反する限りにおいて、その履行義務を免れるものとする。ただし、発注者及び受注者は、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

### **(法令変更に伴う協議及び追加費用の負担等)**

第8条 発注者は、前条第1項の通知を受けた場合、法令変更に対応するため、速やかに本契約の変更並びに追加費用の負担等について、受注者と協議しなければならない。

- 2 前項の協議にかかわらず、変更された法令の公布日から60日以内に本契約の変更並びに追加費用の負担等について合意が成立しないときは、発注者が法令変更に対する対応方法を受注者に通知し、受注者はこれに従い本業務の実施を継続するものとする。この場合の追加費用は、発注者が負担する。
- 3 発注者は、法令変更又は法令変更に伴う前条に基づく履行義務の免除により、受注者が本業務を実施するために要する費用が減少したと認めるときは、委託金額を減額することができる。

### **(施設の改良等)**

第9条 本業務を効果的に実施するため、受注者は発注者の承認を受け、自己の責任と費用により、本件施設の一部について必要な変更又は改良を行うことができる。

- 2 本業務を効果的に実施するため、受注者は発注者の承認を受け、自己の責任と費用により、本件施設内に必要な設備を設置することができる。

#### (改良施設の撤去)

第10条 受注者は、本契約が終了したとき、自己の責任と費用により、速やかに前条に基づき変更又は改良した施設を原形に復し、又は設置した設備を撤去しなければならない。ただし、発注者が受注者に対し、別段の要請を行った場合はこの限りでない。

### 第3章 モニタリング

#### (業務日誌の作成及び提出)

第11条 受注者は、毎日の運転管理記録、その他実施した業務内容や特記事項を記載した業務日誌を作成し、保管すること。なお、発注者に報告すべき事項があった場合には、速やかに報告すること。

2 前項に記載する業務日誌は、原則として翌平日（開庁日）の午前9時00分までに提出すること。

#### (月間業務報告書)

第12条 受注者は、月単位で月間業務報告書を作成し、翌月の10日までに発注者に報告しなければならない。

2 前項の報告書に記載する内容については、「要求水準書」第6条に記載する各業務の総括及び1か月間の業務日誌とする。特に、維持管理上の懸案事項がある場合は、写真その他のデータを示し、内容を明確に把握できるように作成すること。

#### (年間業務報告書)

第13条 受注者は、年度ごとに年間業務報告書を作成し、翌年度の4月15日までに発注者に報告しなければならない。ただし、最終年度については、発注者と提出時期を協議し決定すること。

2 前項の報告書に記載する内容については、「要求水準書」第6条に記載する各業務の総括とする。特に、維持管理上の懸案事項がある場合は、写真その他のデータを示し、内容を明確に把握できるように作成すること。

#### (実施状況の確認)

第14条 発注者は、履行期間中、受注者が実施する本業務の質及び内容を確認するため、次条から第19条に定めるとおり本業務の実施状況を確認することができる。

#### (日常の確認)

第15条 発注者は、第11条に規定する業務日誌に基づき、業務の実施状況を確認することができる。

#### (定期の確認及び検査)

第16条 発注者は、第12条に規定する月間業務報告書及び第13条に規定する年間業務報告書に基づき、受注者の立会いの上、書類確認及び現地確認その他の方法により、業務の実施状況を確認及び検査を行う。

2 前項の確認及び検査実施期間は「約款」第13条によるものとする。

#### (随時の確認)

第17条 前2条によるほか、発注者が特に必要と認めたときは、受注者に対して事前に通知することなく、現地調査により、業務の実施状況を確認することができる。

2 前項の確認を実施するとき、受注者はその求めに応じて、発注者の確認に立会い、業務の実施状況を説明し、書類を提出するなど、発注者に協力しなければならない。

#### (改善通告)

第18条 前3条による確認及び検査の結果、業務水準の未達が判明した場合には、発注者は受注者に対して、その是正のため、改善措置を行うよう文書で通告するものとする。

2 受注者は、前項の通告を受けたときは、当該通告を受領した日から10日以内に、改善方法及び期日等の改善計画を定めた改善計画書を発注者に提出するとともに、その実施状況を報告しなければならない。

3 発注者は、前項の改善計画書の内容が不十分であると認めるときは、受注者に対し、理由を明らかにした上で、当該改善計画書の修正を求めることができる。

### **(改善計画書の変更)**

第19条 発注者は前条の改善計画の実施状況を確認した結果、期日までに当該業務水準の未達が是正されなかったときは、受注者に対して当該改善計画書を変更し再提出するよう通告するものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、改善計画書の変更の場合に準用する。

3 前条及び本条において、改善計画書及びその改善に係る一切の費用は受注者が負担するものとする。

### **(委託料の支払停止)**

第20条 前条に基づき、変更・再提出した改善計画書に定める期日までに当該業務水準の未達が是正されないときは、発注者は受注者に対し、事前に書面により通知した上で、その是正が完了するまでの間、委託料の支払いを停止することができる。

2 前項の支払停止を行う場合には、事前に発注者は受注者に対して、弁明の機会を与えなければならない。

3 当該業務水準の未達が是正されたときは、発注者は第1項に基づき支払いを停止していた委託料を速やかに受注者に支払うものとする。この場合、支払いを停止していた期間に係る利息は一切付さないものとする。

### **(現場責任者等に対する措置請求)**

第21条 前条に定める委託料の支払停止のほか、再度の改善計画書に定める期日までに、当該業務水準の未達が是正されないときは、発注者は受注者に対し現場責任者、その他の従業員並びに「約款」第5条の規定により受注者から業務を委任、若しくは請け負った者の交代を要求することができる。

## **第4章 委託料**

### **(委託料の額)**

第22条 発注者は、受注者に対し、年度ごとに以下の金額並びにこれにかかる消費税及び地方消費税を委託料として毎月支払うものとする。

- (1) 令和8年度 年額 円  
(消費税及び地方消費税を含む。)
- (2) 令和9年度 年額 円  
(消費税及び地方消費税を含む。)
- (3) 令和10年度 年額 円  
(消費税及び地方消費税を含む。)
- (4) 令和11年度 年額 円  
(消費税及び地方消費税を含む。)
- (5) 令和12年度 年額 円  
(消費税及び地方消費税を含む。)
- (6) 令和13年度 年額 円  
(消費税及び地方消費税を含む。)

2 委託料の支払いは、別紙1のとおり月額均等払いとする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、その端数の合計額を最終年度末に精算するものとする。

#### (支払の手続き)

第23条 受注者は、第12条の月間業務報告書により「約款」第13条による検査に合格したときは、委託料の支払いを請求することができる。

#### (物価の変動に基づく委託料の額の変更)

第24条 発注者又は受注者は、履行期間内において、契約締結の日から12月を経過したごとに、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により委託料の額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して委託料の変更を請求することができる。

2 予期することのできない特別な事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託料が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、年度途中においても委託料の変更を請求することができる。

3 発注者又は受注者により前2項の請求があったときは、発注者及び受注者が双方協議の上、その額を定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

**(水量等の変動による委託料の額の変更)**

第25条 配水量の変更並びに受水量（埼玉県営水道及び井戸水）の水量及び水質の変動による委託料の額の変更については、前条に準じるものとする。

## **第5章 補則**

**(秘密の保持等)**

第26条 受注者は、業務の履行に関して知り得た秘密の保持等については、「約款」第31条によるもののほか、本業務の履行期間の間又は履行期間の終了後及び解除後も存続するものとする。

**(個人情報の保護)**

第27条 本業務の実施にあたり、個人情報の取り扱いに関しては、法令及び発注者が定める「白岡市個人情報保護法施行条例」等に基づくものとする。  
また、受注者は、従業員及び再委託先に周知徹底し、遵守するよう指示監督するものとする。

**(疑義)**

第28条 この約款に定めのない事項又は解釈に関して疑義が生じた場合については、必要に応じて発注者と受注者が誠実に協議の上、これを定めるものとする。